■ Article ■ ·······		••••	••••
電子帳簿保存法の改正と実務への影響			
	税理士	鈴木	涼介

1 はじめに

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下「電子帳簿保存法」という。)は、平成10年度税制改正の一環として、適正公平な課税を確保しつつ、納税者等の帳簿保存に係る負担軽減を図る等の観点から創設されたものである。その後、スキャナ保存制度の創設や要件緩和の改正が行われているが、実務上、積極的に活用されているとは言い難い状況である。

このような中、令和3年度税制改正において、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、電子帳簿保存法の抜本的な改正が行われた。

そこで本稿では、電子帳簿保存法の概要、改正内容及び実務への影響を確認する。

2 電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法の内容は、大きく分けて、以下の3つに区分することができる。

- ・国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等
- ・スキャナ保存制度
- ・電子取引

なお、国税関係帳簿書類について、電子計算機出力マイクロフィルム(COM)による保存等(電帳法5)も認められているが、実務上需要が乏しいと考えられ、紙幅の都合もあることから、ここでは省略する。

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等

国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等は、①国税関係帳簿の電磁的記録による保存等、②国税関係書類の電磁的記録による保存等に分けられる。

① 国税関係帳簿の電磁的記録による保存等

保存義務者「は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録 段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の 所轄税務署長等(以下「所轄税務署長等」という。)の承認を受けたときは、 一定の要件の下、その承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け

¹ 保存義務者とは、国税に関する法律の規定により、国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう(電帳法2四)。

及び保存をもってその承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる(電帳法4①)。

これは国税関係「帳簿」について定めるものであることから、仕訳帳や総勘定元帳、現金出納帳、売上帳、仕入帳などの帳簿を電子データで保存等できるというものである。

② 国税関係書類の電磁的記録による保存等

保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、一定の要件の下、その承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもってその承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる(電帳法4②)。

これは国税関係「書類」について定めるものであることから、注文書、領収書、見積書、請求書などの書類を電子データで保存等できるというものである。

(2) スキャナ保存制度

保存義務者は、国税関係書類(決算関係書類²を除く。)の全部又は一部について、その国税関係書類に記載されている事項を一定のスキャナ装置により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、一定の要件の下、その承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもってその承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる(電帳法4③)。

(3) 電子取引

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引³を行った場合には、一定の要件の下、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、一定の要件の下、その電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない(電帳法10)。

ここでいう電子取引には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当することから、例えば、次のような取引も含まれる(電帳通2-3)。

① いわゆるEDI取引

2 決算関係書類とは、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類をいう(電帳規3③)。

³ 電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいい、取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう(電帳法2六)。

- ② インターネット等による取引
- ③ 電子メールにより取引情報を授受する取引 (添付ファイルによる場合を含む。)
- ④ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引

この規定は、上記(1)及び(2)とは異なり、電子取引を行った場合に強制適用されることに注意が必要である。

- 3 令和3年度税制改正の内容
 - (1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の見直し
 - ① 承認制度の廃止
 - ② 電磁的記録による保存の要件緩和
 - ③ 過少申告加算税の軽減

まず、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の適用を受けるに当たっての所轄税務署長等の承認制度は廃止された(新電帳法4①②、5)。

次に、電磁的記録による保存の要件緩和であるが、改正前と改正後の要件を 対比すると以下のとおりである(新電帳規2②③)。

要件	
----	--

【改正前】

【改正後】

<真実性の確保>

<真実性の確保>

- (i)訂正·削除履歴の確保 ⇒ 削除
- (ii) 相互関連性の確保 ⇒ 削除
- (iii)関係書類等の備付け ⇒ 関係書類等の備付け

<可視性の確保>

<可視性の確保>

(iv) 見読可能性の確保 ⇒

⇒ 見読可能性の確保

(v)検索機能の確保 ⇒ 削除

新設 ⇒ <質問検査への対応>

ダウンロードの求めへの対応⁴

※ 国税関係帳簿については、正規の簿記 の原則に従って記録されるものに限る。

上記(i)~(v)の要件(「関係書類等の備付け」及び「見読可能性の確保」 は改正後、「検索機能の確保」は下記(2)の見直し後と同様の要件)の全てを満た して、一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等を行う者(その旨の届出

⁴ 国税庁等の職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとしている場合をいう。

書をあらかじめ提出した者に限る。)のその電磁的記録に記録された事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正があった場合(申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合を除く。)には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額からその申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の5%に相当する金額を控除した金額とされる(新電帳法8④、新電帳規5)。

(2) スキャナ保存制度の見直し

- ① 承認制度の廃止
- ② タイムスタンプ要件の付与期間の見直し
- ③ 書類受領時の自署廃止
- ④ 一定のシステムによる場合のタイムスタンプの省略
- ⑤ 適正事務処理要件の廃止
- ⑥ 検索機能要件の見直し

スキャナ保存制度においても所轄税務署長等の承認制度は廃止された(新電帳法4③)。また、タイムスタンプ要件について、付与期間(現行:3日以内)を記録事項の入力期間(最長約2月以内)と同様とされ、受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署も不要とされた(新電帳規2⑥ニロ)。さらに、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。)において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができるようになった(新電帳規2⑥二)。その他、適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等)が廃止され、検索機能要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が国税庁等の職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保が不要とされた(新電帳規2⑥)。

(3) 電子取引の見直し

- ① タイムスタンプ要件の付与期間の見直し
- ② 検索機能要件の見直し

タイムスタンプ要件について、付与期間(現行:遅滞なく)を記録事項の入力期間(最長約2月以内)と同様とされた(新電帳規4①二)。また、検索機能要件について、上記(2)のスキャナ保存制度と同様の改正が行われたことに加え、判定期間に係る基準期間5における売上高が1,000万円以下である保存義務者が、

⁵ 判定期間に係る基準期間とは、個人事業者は電子取引を行った日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間、法人は電子取引を行った日の属す

国税庁等の職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合には、検索機能要件の全てが不要とされた(新電帳規4①)。

(4) 電磁的記録の適正な保存を担保するための措置

- ① 重加算税の加重
- ② スキャナ保存の保存要件を満たさない電磁的記録の保存義務
- ③ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等の保存の廃止
- ④ 保存要件を満たさない電磁的記録の取扱い

上記スキャナ保存制度及び電子取引について、各種要件が緩和されたことに伴い、それらの電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽・仮装された事実に基づき期限後申告・修正申告・更正・決定等があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%に相当する金額を加算した金額とされる(新電帳法8⑤)。

また、スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者は、改正後の要件 (上記(2)②~⑥)を含めた保存要件を満たさない電磁的記録についても、保存 しなければならない (新電帳法4③後段)。

さらに、申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行うその電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録に代えることができる措置は廃止された(新電帳法7)。

その他、改正後の要件(上記②②~⑥、上記③①②)を含めた保存要件を満たさない電磁的記録については、国税関係書類等と扱わないこととするとともに、災害その他やむを得ない事情により、その保存要件に従って当該電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合には、その事情が生じた日以後については、その保存要件は不要とされた(新電帳法8①②、新電帳規2⑧他)。

4 実務への影響

今回の改正で実務上大きな影響を与えるものとして、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等の保存の廃止」(上記3(4)③)が挙げられる。上記2(3)で確認したとおり、改正前においては、電子取引を行った場合、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を紙出力して保存していれば、その電磁的記録の保存は不要であった。しかしながら、改正によって、その措置が廃止されたことから、電子取引を行った場合は、原則として、一定の要件の下、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない(新電帳法7、新電帳規4)。インターネット等による取引や電子メールにより取引情報を授受する取引も「電子取引」

る事業年度の前々事業年度をいう (新電帳規 4②二三)。

に含まれることから、全ての事業者に影響があるといえるであろう。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存は、次に掲げる措置のいずれかを行う必要がある(新電帳規4①)。

- ① タイムスタンプが付された後、その取引情報の授受を行うこと。
- ② 一定の方法により、その電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すと ともに、その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関す る情報を確認することができること。
- ③ 訂正・削除を行った事実及び内容を確認できる又は訂正・削除を行えない電子計算機処理システムを使用してその取引情報の授受及びその電磁的記録の保存を行うこと。
- ④ 訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、運用・備付けをすること。

その上で、以下に掲げる要件に従って、電磁的記録の保存を行う必要がある(新電帳規4①)。

【見読可能性の確保】

電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと(新電帳規2②二)。

【検索機能の確保】

電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと(新電帳規2⑥六)。

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先(以下「記録項目」という。) を検索の条件として設定することができること。
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ③ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

【システム概要書の備付け】

電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付けを行うこと (新電帳規2⑥七により準用して適用される2②一イ)。

なお、保存義務者が国税庁等の職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合には、上記「検索機能の確保」の②及び③の要件(保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が1,000万円以下である事業者である場合は、「検索機能の確保」の全ての要件)は満たす必要がない。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存は、先にも述べたとおり、強制適用 であり、上記保存要件を満たさない場合には、青色申告の承認の取消し事由に該 当することに注意が必要である(新電帳法8③二四)。

5 おわりに

電子帳簿保存法の改正は令和4年1月1日から施行されるところ、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について、実務上どのように対応していくか検討が必要である。

以上